

議案第 39 号

三田ふるさと学習館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

三田ふるさと学習館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成 23 年 6 月 6 日提出

三田市長 竹 内 英 昭

三田市条例第 号

三田ふるさと学習館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

三田ふるさと学習館の設置及び管理に関する条例(平成21年三田市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第13条の次に次の1条を加える。

(指定管理者による管理)

第13条の2 学習館の管理は、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせることができる。

2 前項の規定により学習館の管理を指定管理者に行わせる場合にあつては、指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 学習館の入館の許可に関する業務
- (2) 学習館の施設等の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

3 第1項の規定により前項各号に規定する業務を指定管理者に行わせる場合における第4条から第7条まで、第9条、第11条及び前条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第4条及び第5条各号列記以外の部分中「これを変更する」とあるのは「市長の承認を得てこれを変更する」と、第9条第2項中「市は」とあるのは「市及び指定管理者は」とする。

付 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。